

議案第 37 号

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成 28 年 10 月 20 日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市文化財管理作業員のうち屋内作業の場合、東広島市文化財整理作業員及び東広島市埋蔵文化財整理作業員の報酬の額を引き上げるため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

公布の日から施行し、この規則による改正後の東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の規定は、平成 28 年 10 月 1 日以後の勤務に係る報酬について適用する。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）

第3条

- 2 前項に定めるもののほか、その他の非常勤職員の報酬の額は、1日につき2万円を超えない範囲内において任命権者が定める。ただし、特別の理由があるものについては、報酬を月額又は年額をもって定め、月額による報酬の額は32万円、年額による報酬の額は200万円を超えない範囲内において任命権者が定める。

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表東広島市文化財管理作業員の項中「時間給940円」を「1時間につき940円」に、「時間給780円」を「1時間につき880円」に改め、同表東広島市文化財整理作業員の項及び東広島市埋蔵文化財整理作業員の項中「780円」を「880円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の規定は、平成28年10月1日以後の勤務に係る報酬について適用する。

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則（平成21年東広島市教育委員会規則第2号）

新				旧			
別表（第5条、第6条、第14条関係）				別表（第5条、第6条、第14条関係）			
職名	所属	報酬の額	職務の内容	職名	所属	報酬の額	職務の内容
東広島市文化財管理作業員	文化課	屋外作業の場合につき940円、屋内作業の場合につきあつては1時間につき880円	教育委員会が指定し、又は選定した文化財の維持管理	東広島市文化財管理作業員	文化課	屋外作業の場合につき940円、屋内作業の場合につきあつては1時間につき780円	教育委員会が指定し、又は選定した文化財の維持管理
東広島市文化財整理作業員	文化課	1時間につき880円	文化財の整理等	東広島市文化財整理作業員	文化課	1時間につき780円	文化財の整理等
東広島市埋蔵文化財整理作業員	文化課	1時間につき880円	埋蔵文化財の整理等	東広島市埋蔵文化財整理作業員	文化課	1時間につき780円	埋蔵文化財の整理等